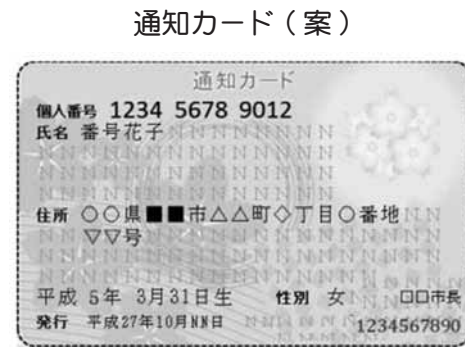


## 通知カードはどんなもの？

- 券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーを記載した紙製のカードです。  
(紛失時には再発行手数料がかかります)
- 顔写真はありません。  
住所変更など手続きの際に必要となりますので、失くさないよう大切に保管をお願いします。

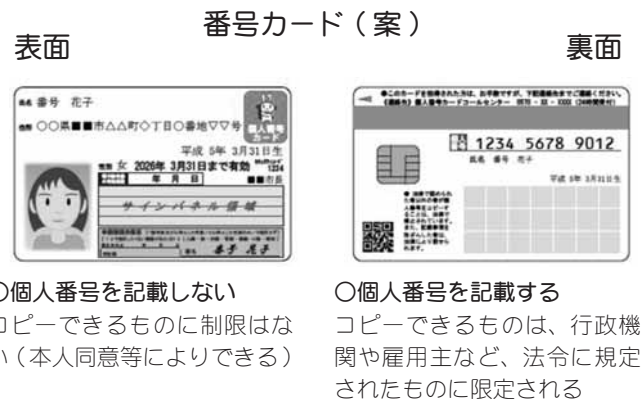


## マイナンバーは誰が使うの？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。  
民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務など法律に定められた範囲でマイナンバーを取り扱います。法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。

## 個人番号カードはどんなもの？

- 顔写真付きのICカードです。
- 本人確認書類として使用することができます。
- 希望者からの申請により、平成28年1月以降市町村の窓口で交付します。
- 交付手数料は初回発行時のみ無料です。  
(紛失時には再発行手数料がかかります)



## \*住民基本台帳カードについて

住民基本台帳カード(住基カード)は、平成27年12月28日にすべての交付手続きを終了します。その時点で住基カードをお持ちの方は、住基カード表面に記載されている有効期限まで利用できますが、個人番号カードの交付を受ける方は、住基カードと引き換えになります。(両方を所有することはできません)

下記の場合などでやむを得ない理由により、現在の住民票の住所で通知カードを受け取ることができない場合は、現在お住まいの居所を登録いただければ、そこに通知カードを送付することも可能です。

- 東日本大震災の避難者 ■DV等被害者
- 長期間にわたり医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれる人  
(入院・入所中は住所地に誰も居住していない人などに限ります)

この場合は9月1日から30日までの間に申請書を郵送または窓口へお持ちください。  
ご不明な点は、役場住民窓口課または、住民票のある市区町村におたずねください。

## ◇問合せ先◇

コールセンター 電話番号 0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル \*通話料がかかります)  
英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は0570-20-0291  
受付時間 月曜日～金曜日の9時30分～17時30分(土・日・祝日、年末年始除く)  
マイナンバーホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

# お知らせ マイナンバー(個人番号) 制度が始まります

## マイナンバー(個人番号)とは？

日本国内に住民票を有する全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のことです。

社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が、同一人の情報であることを正確に確認するための基盤となります。

マイナンバーは一生使うものです。大切に管理してください。



マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などで要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行えます。

## 今後のスケジュール

### 平成27年

～10月



住民票を  
チェック

10月～



書留郵便で  
受取ろう  
(通知カード)

～



個人番号カードを  
申請しよう  
(希望者のみ)

1月



マイナンバー  
利用開始

～



個人番号カード  
を受取ろう  
(申請した人)

### 住所の確認をお願いします

平成27年10月から市町村より、中長期在留者や特別永住者などの外国人の人も含めた全世帯の住民票の住所に、マイナンバーの通知(通知カード)が送られます。郵便局に転送届を出している場合でも、転送不可で発送しますので転送はされません。住民票の住所と異なるお住まいの方は、**住所の異動届をお願いします。**

### 書類の中身を確認してください

マイナンバーは10月ごろに、簡易書留で住民票の世帯ごとに届きます。届いた書類に以下の3つが入っているか確かめましょう。

**誤って捨てないでください!**

- マイナンバー「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- マイナンバーに関する説明書